

甲府及び笛吹川都市計画道路の変更(山梨県決定)

甲府及び笛吹川都市計画道路中、3・4・107号甲府外郭環状道路東区間を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造形式				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・107	甲府外郭環状道路東区間	甲府市小曲町	甲府市桜井町	笛吹市石和町東油川 笛吹市石和町広瀬	約 9,220m		4 車線	18m		嵩上式:L=9,220m
	構造形式の内訳		甲府市小曲町	甲府市桜井町	笛吹市石和町東油川 笛吹市石和町広瀬	約 9,220m	嵩上式	4 車線	18m		嵩上式(高架式): L=6,750m 嵩上式(盛土式): L=2,470m
	理由		甲府市及び笛吹川都市計画道路3・4・107号 甲府外郭環状道路東区間について、平成25年3月7日の当初は本線部の幅員のみを都市計画決定していたが、今般、測量、詳細設計等の結果を踏まえ法面や側道等の区域が明確になったことなどから、都市計画変更を行う。								

